政令

令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年九月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六号

令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害	法第十条に規定する措置並びに宮城県宮城郡松島町及び熊本県球磨郡球磨村の区域に係る激甚災害にあっては、法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎